

## 6 母体保護関係

令和2年度の人工妊娠中絶件数は141,433件で、前年度に比べ14,996件(9.6%)減少している。「20歳未満」について各歳で見ると、「19歳」が4,581件と最も多く、次いで「18歳」が2,704件となっている。

人工妊娠中絶実施率(女子人口千対)は5.8となっており、年齢階級別にみると、「20～24歳」が12.2、「25～29歳」が9.7となっている。「20歳未満」について各歳で見ると、「19歳」が8.1、「18歳」が4.8となっている。(表7、図9、図10、統計表4、統計表10)

表7 人工妊娠中絶件数及び実施率の年次推移

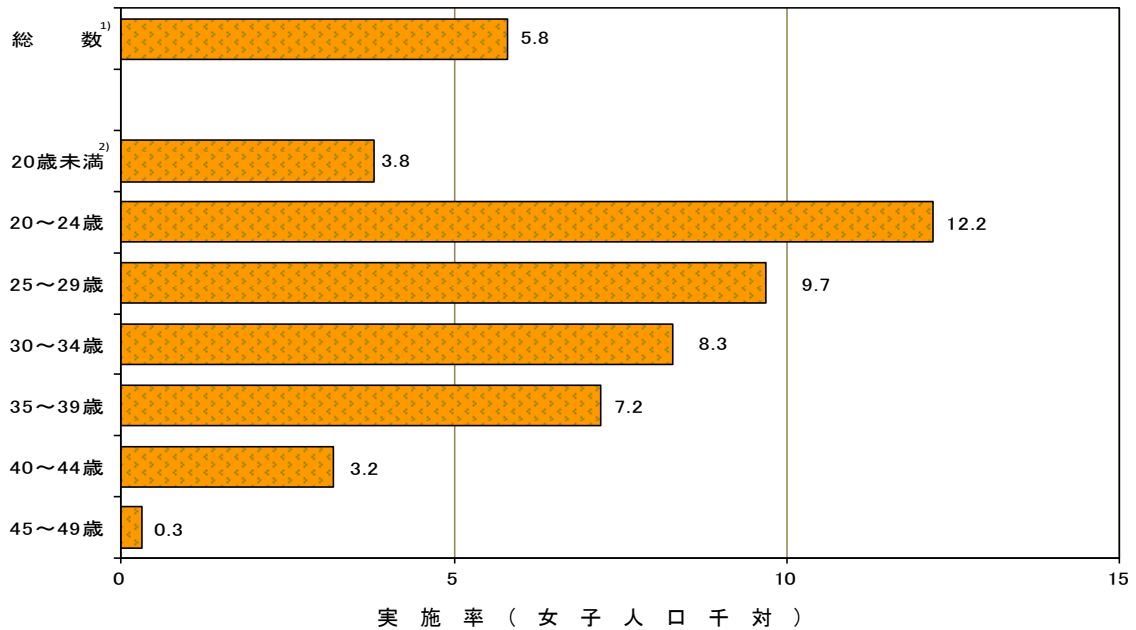
	(単位：件)					各年度	
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	対前年度	
	(2016)	('17)	('18)	('19)	('20)	増減数	増減率(%)
総数	168 015	164 621	161 741	156 429	141 433	△ 14 996	△ 9.6
20歳未満	14 666	14 128	13 588	12 677	10 271	△ 2 406	△ 19.0
15歳未満	220	218	190	185	126	△ 59	△ 31.9
15歳	619	518	475	398	284	△ 114	△ 28.6
16歳	1 452	1 421	1 356	1 214	943	△ 271	△ 22.3
17歳	2 517	2 335	2 217	2 155	1 633	△ 522	△ 24.2
18歳	3 747	3 523	3 434	3 285	2 704	△ 581	△ 17.7
19歳	6 111	6 113	5 916	5 440	4 581	△ 859	△ 15.8
20～24歳	38 561	39 270	40 408	39 807	35 438	△ 4 369	△ 11.0
25～29歳	33 050	32 222	31 437	31 390	28 611	△ 2 779	△ 8.9
30～34歳	34 256	33 082	31 481	29 404	26 559	△ 2 845	△ 9.7
35～39歳	30 307	29 641	28 887	28 129	26 018	△ 2 111	△ 7.5
40～44歳	15 782	14 876	14 508	13 588	13 203	△ 385	△ 2.8
45～49歳	1 352	1 363	1 388	1 400	1 319	△ 81	△ 5.8
50歳以上	14	11	13	11	10	△ 1	△ 9.1
不詳	27	28	31	23	4	△ 19	△ 82.6
実 施 率 (女子人口千対)							
総数 <sup>1)</sup>	6.5	6.4	6.4	6.2	5.8		
20歳未満 <sup>2)</sup>	5.0	4.8	4.7	4.5	3.8		
15歳	1.1	0.9	0.9	0.7	0.5		
16歳	2.5	2.5	2.4	2.2	1.7		
17歳	4.3	4.0	3.9	3.8	3.0		
18歳	6.3	6.0	5.8	5.7	4.8		
19歳	10.2	10.1	9.8	9.0	8.1		
20～24歳	12.9	13.0	13.2	12.9	12.2		
25～29歳	10.6	10.5	10.4	10.4	9.7		
30～34歳	9.6	9.5	9.2	8.9	8.3		
35～39歳	7.6	7.6	7.6	7.6	7.2		
40～44歳	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2		
45～49歳	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		

注：1) 実施率の「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。

2) 実施率の「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。

図9 年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）

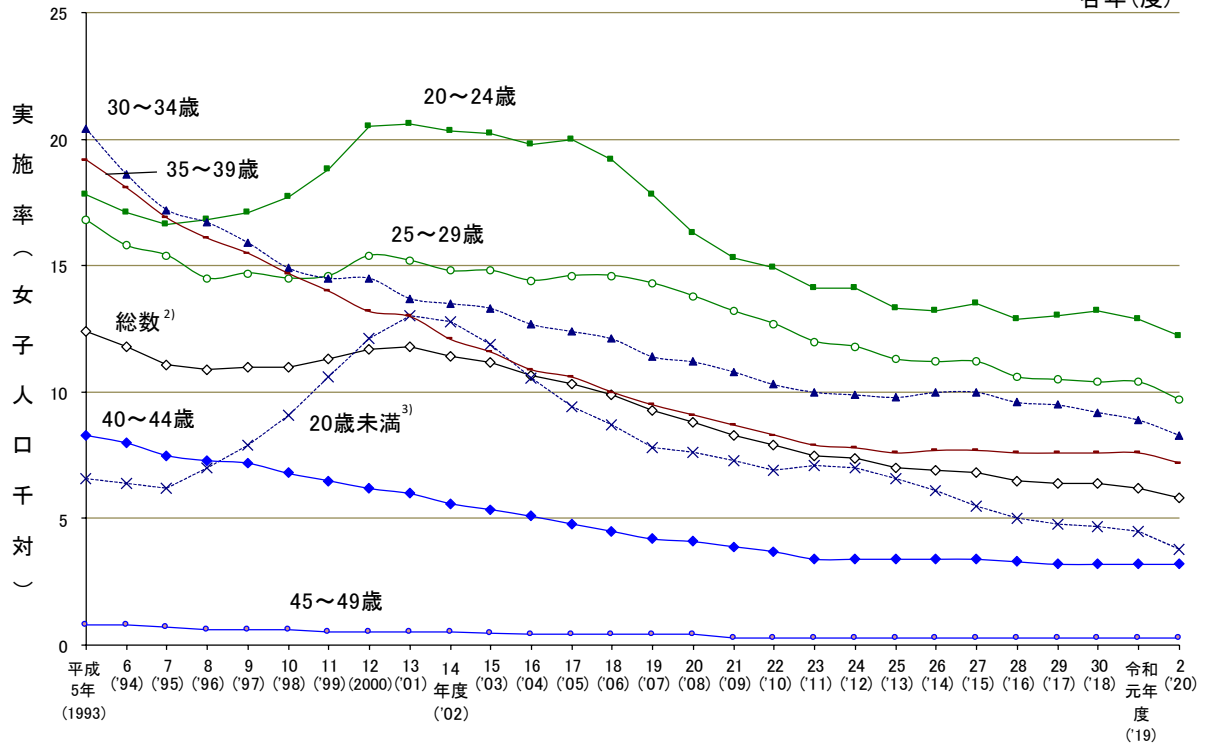
令和2（2020）年度



注：1) 「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。  
 2) 「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。

図10 年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）の年次推移

各年（度）



注：平成13年までは「母体保護統計報告」による暦年の数値であり、平成14年度以降は「衛生行政報告例」による年度の数値である。  
 1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。  
 2) 「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。  
 3) 「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。